

2019年度取引力強化推進事業補助金のお知らせ

本事業は、中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化、組合員の受注促進等の取組みを支援するため、それに要する経費を補助するものです。

補助金額

600千円（税抜）を上限（下限額は100千円）とし、補助対象経費総額の2/3を助成。

公募期間

2019年6月17日(月)～2019年7月19日(金)（締切日必着）

事業期間

交付決定日～2020年2月5日

補助対象者

以下のいずれかの要件を備えている小規模事業者組合

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
 - (2) 事業協同小組合及び企業組合
 - (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者であったもの
 - (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者であるもの
 - (5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
 - (6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者であるもの
- ※小規模事業者
常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社および個人
- (7) (5)で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6)で定める一般社団法人については、2019年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

具体的な事業内容

A 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成などを行う事業

B 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業

C ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であつて、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージなどの検討・作成を行う事業

D 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉など、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業

E その他

上記の他に、業界の特徴などを踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業

補助対象経費

①謝金、②旅費、③消耗品費、④会議費、⑤印刷費、⑥会場借上料、⑦雑役務費、⑧通信運搬費、⑨委託費

※応募については本会ホームページに掲載している公募要領等をご参照ください。

なお、詳細やご不明な点につきましては本会業務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

群馬県中小企業団体中央会 業務課

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1
(群馬県中小企業会館内)

TEL.027-232-4123 FAX.027-234-2266

2019年度小企業者組合成長戦略推進 プログラム等支援事業補助金のお知らせ

本事業は、組合員である小企業者の経営基盤の強化や生産性の向上を目指した、既存の共同事業の改善や新たな事業開発のためのフィージビリティ・スタディ(実現可能性調査)、さらにはフィージビリティ・スタディの結果を具体化するための事業に対して助成を行い、小企業者及び小企業者組合の活性化を支援するものです。

補助金額

180千円(税抜)を上限とし、補助対象経費総額の6/10を助成。

公募期間

2019年6月17日(月)～2019年7月19日(金)(締切日必着)

事業期間

交付決定日～2020年2月5日

補助対象者

設立後、原則、1年以上経過している組合であって、以下のいずれかの要件を備えている小企業者組合

- (1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者(常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人(以下同じ))以下の会社及び個人)であるもの
- (2) 事業協同小組合及び企業組合
- (3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小企業者であったもの
- (4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、4分の3以上が小企業者であるもの
- (5) 前記(1)～(4)に掲げる組合以外の組合であって他の特別の法律に基づく組合にあつては、その直接又は間接の構成員の4分の3以上が小企業者であるもの

具体的な事業内容

- (1) 小企業者組合が、組合員及び組合の活性化のために実施するフィージビリティ・スタディ(同一年度に行う、当該フィージビリティ・スタディの前提となる基礎的な調査を含む)
 テーマ例：ITを活用した市場開拓、首都圏や海外等の新たな需要先の開拓、伝統・技能の継承等
 手法の例：利用者・消費者等へのアンケートによるフィージビリティ・スタディ、新商品のテストマーケティングによるフィージビリティ・スタディ、国内外の展示会等への出展によるフィージビリティ・スタディ等
- (2) 上記(1)のフィージビリティ・スタディの結果を活用した、以下の具体化のための事業
 - ① 上記(1)のフィージビリティ・スタディと同一年度に行う具体化のための事業
 - ② 上記(1)のフィージビリティ・スタディを行った次年度以降に行う具体化のための事業であつて、当該事業と同一年度に当該事業を活用した別途のフィージビリティ・スタディを行うことを前提とするもの。
 ※②の具体化のための事業において、「当該事業を活用した別途のフィージビリティ・スタディ」が行われなかった場合、補助金の支払いはできませんので、御留意ください。
 実施の例：ITの活用や物流効率化等の実証システムの開発、プロトタイプの開発、新商品・新技術の開発(試作・改造・実験・実用化試験)、伝統・技能継承のための資格制度の創設を目指したテスト的な試験の実施

補助対象経費

- ①謝金、②旅費、③会議費、④借損料、⑤通信運搬費、⑥印刷費、⑦原稿料、⑧消耗品費、⑨雑役務費、⑩委託費

※応募については本会ホームページに掲載している公募要領等をご参照ください。

なお、詳細やご不明な点につきましては本会業務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

群馬県中小企業団体中央会 業務課

〒371-0026 群馬県前橋市大手町3-3-1

(群馬県中小企業会館内)

TEL.027-232-4123 FAX.027-234-2266

群馬県では、マッチングサイトに掲載を希望する「企業(法人)」の「求人」を募集しています！

県では、国が「東京一極集中の是正」及び「地方の担い手不足への対処」を狙いとして策定した「わくわく地方生活実現政策パッケージ」を積極的に活用し、県内への移住や就職、起業等を推進します。

県内に移住した東京23区の在住者、通勤者のうち、県が開設するマッチングサイトに掲載された求人に就業した方に最大100万円の移住支援金を支給します。(支給には一定の要件を満たす必要があります。)

※移住支援金制度の詳細は、こちらのWEBサイトをご覧ください。

(<https://gunmagurashi.pref.gunma.jp/shienkin/>)

マッチングサイトについて

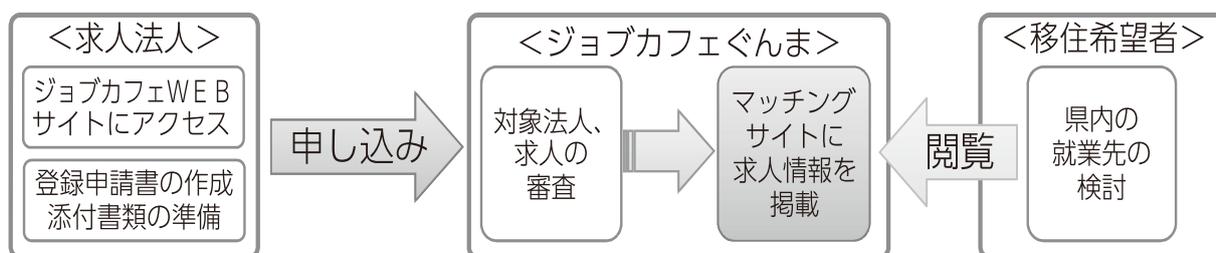
移住者向けの求人マッチングサイトを開設し、移住支援金の対象となる求人情報等を掲載します。本事業の対象となる企業求人を募集しますので、県内企業の皆さんに是非お申し込みいただき、人材の確保にお役立てください。

※本マッチングサイトは、募集情報等提供事業として求人情報を掲載し、周知することを目的としたものです。求職者からは、直接法人に対して就業申込みが行われることとなります。

※群馬県マッチングサイト(簡易版)

https://jobcafe.cloudbiz.jp/hp/jobsupport_search.php

■ 求人応募等の手続き



※ 具体的な手続き等の詳細はジョブカフェぐんまHPをご覧ください。(http://www.wakamono.jp/migrant_support/)

■ 対象法人 (詳細は次ページをご参照ください)

「農業・林業」「建設業」「製造業」「運輸業」「宿泊業・飲食サービス業」
「医療・福祉」など、幅広い分野の法人が対象になります。

※ 上記の分野に該当しなくても、「群馬県いきいきGカンパニー」の認証を受けている企業など、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業は、すべて対象になります。

また、次のすべてを満たすことが必要です

- ①官公庁等(※1)でないこと
- ②資本金10億円以上の法人でないこと
- ③みなし大企業(※2)でないこと
- ④本店所在地が東京圏(※3)以外の地域、又は条件不利地域(※4)にある企業であること
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと

■ 移住支援金の対象になる法人の要件の詳細

法人要件の詳細

(1) 対象分野

(日本標準産業分類・中分類)

A 農業、林業	01農業、02林業
D 建設業	06総合工事業、07職別工事業（設備工事業を除く）、08設備工事業
E 製造業	09食品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業、11繊維工業、12木材・木製品製造業（家具を除く）、13家具・装備品製造業、14パルプ・紙・紙加工品製造業、15印刷・同関連業、16化学工業、17石油製品・石炭製品製造業、18プラスチック製品製造業（別掲を除く）、19ゴム製品製造業、20なめし革・同製品・毛皮製造業、21窯業・土石製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業、32その他の製造業
G 情報通信業	39情報サービス業、40インターネット付随サービス業
H 運輸業、郵便業	42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業、46航空運輸業、47倉庫業、48運輸に付帯するサービス業、49郵便業(信書便事業を含む)
I 卸売業、小売業	51繊維・衣服等卸売業、52食品卸売業、55その他の卸売業、57繊維・衣服・身の回り品小売業、58食品小売業、60その他の小売業
L 学術研究、専門・技術サービス業	73広告業、74技術サービス業（742土木建築サービス業に限る）
M 宿泊業、飲食サービス業	75宿泊業、76飲食店、77持ち帰り・配達飲食サービス業
P 医療、福祉	83医療業、84保健衛生、85社会保険・社会福祉・介護事業
R サービス業（他に分類されないもの）	91職業紹介・労働者派遣業、92その他の事業サービス業

(2) 働きやすい職場環境づくりに関する認証制度

- 県の認証制度（県労働政策課） ・いきいきGカンパニー：育児・介護と仕事の両立、女性活躍推進など幅広い認証
- 国の認定制度（群馬労働局） ・くるみん：育児と仕事の両立に係る認定（次世代育成支援法関連）
- ・えるぼし：女性の活躍推進に係る認定（女性活躍推進法関連）
- ・ユースエール：若者の雇用・育成に係る認定（若者雇用促進法関連）

(※1) 独立行政法人や第三セクター、一部事務組合等の国又は地方公共団体が設立・出資又は出えんしている主体を含む。

(※2) 以下のいずれかに該当する法人

- ・発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

(※3) 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

(※4) 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦町、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

《参考》 移住者を採用した事業主への支援＜中途採用等支援助成金(U I J ターンコース)＞

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し、その採用活動に要した経費の一部が助成されます。助成金の受給には、事前に採用活動に係る計画書を提出し、労働局長の認定を受けるなどの要件があります。申請を検討される方は、群馬労働局又はハローワークにお問い合わせください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html)

お問い合わせ先	企業求人関係	ジョブカフェぐんま東毛サテライト	☎0277-20-8228
		群馬県労働政策課	☎027-226-3408
	移住支援金制度関係	群馬県地域政策課	☎027-226-2370